

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

## 広島県条例第十六号

### 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 例等の一部を改正する条例

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「介護老人保健施設をいう。以下同じ。」の下に「介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)」を加え、同条第十二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第十四条第四項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条に次の一項を加える。

6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの職員(介護職員及び第三十一条第

広島県知事 湯崎英彦

一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員を除く。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第四十一条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム（第十条第八項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第十条第八項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着老人ホームの職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員については、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

#### 六 緊急時等における対応方法

第十条第八項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十八項」に改め、「介護老人保健施設をいう。以下同じ。」の下に「若しくは介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第十一條中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十四条第四項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十七条の次に次の二条を加える。

#### （緊急時等の対応）

第十七条の二 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行つているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければ

ならない。

第二十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

#### 七 緊急時等における対応方法

第二十九条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十七条第九項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

#### 三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項ただし書きを次のように改める。

ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第三十二条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の従業者（介護職員及び第三十九条第一項の規定に基づき配置される看護職員を除く。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する地

域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者（介護職員及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者が従業者の勤務の体制を定めるに当たって、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から行わなければならないとされる職員配置により配置される看護職員を除く。）については、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

第九条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十四条第四項及び第五項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十八条の次に次の二条を加える。

（緊急時等の対応）

第十八条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十一条第五号中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第二十二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第三十六条第六項及び第七項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十八条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

#### 七 緊急時等における対応方法

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

（介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「」及び「以下この項において同じ。」に「」に改め、「従業者のうち、介護職員を除き」を「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の従業者（介護職員を除く。）については」に改め、同条第五項第二号中「設置された介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同条第六項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

#### 二 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第四条第七項及び第五条第一項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第十四条第四項及び第五項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十五条第一項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第三十七条第六項及び第七項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第六条から第十条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

（介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項ただし書きを次のように改める。

ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第三十三条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の従業者（介護職員を除く。）については、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第十五条第四項及び第五項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

- 6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十九条第六項及び第七項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条第八項を

同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第九条から第十二条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第十三項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の下に「（介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第十五条第三項及び第四項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条に次の一項を加える。

5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。